

平成29年度第1回江別市学校給食会理事会

日 時 平成29年6月29日(木) 午後3時00分～
場 所 江別市立学校給食センター 2階研修会議室

1. 開 会

2. 役員（監事）の選出

3. 委嘱状の交付

4. 理事および職員の自己紹介

5. 理事長挨拶

6. 議 事

報告事項第1号 平成28年度江別市学校給食会計決算について

報告事項第2号 平成28年度江別市学校給食会運営事務会計決算について

会計監査報告

7. そ の 他

8. 閉 会

江別市学校給食会理事名簿

平成29年6月29日現在

任期:平成29年6月29日から平成31年6月28日まで

No.	委員名	職名	現職(役職)	推薦団体等	任期	備考
1	甲斐文治	理事	対雁小学校校長	江別市小中学校校長会	平成29年6月29日 ～ 平成31年6月28日	
2	泉山浩幸	理事	大麻西小学校校長	江別市小中学校校長会	平成29年6月29日 ～ 平成31年6月28日	
3	横山浩之	理事	野幌若葉小学校教頭	江別市小中学校教頭会	平成29年6月29日 ～ 平成31年6月28日	
4	野澤孝志	理事	大麻西小学校教頭	江別市小中学校教頭会	平成29年6月29日 ～ 平成31年6月28日	
5	酒井優	理事	野幌中学校教諭	江別市教育研究会	平成29年6月29日 ～ 平成31年6月28日	
6	大野仁寛	理事	市P連 会長 大麻中PTA会長	江別市PTA連合会	平成29年6月29日 ～ 平成31年6月28日	
7	服部さおり	理事	市P連 副会長 豊幌小PTA会長	江別市PTA連合会	平成29年6月29日 ～ 平成31年6月28日	
8	長谷川伸	理事	市P連 副会長 東野幌小PTA会長	江別市PTA連合会	平成29年6月29日 ～ 平成31年6月28日	
9	野田公一	理事	学識経験者 (元学校長)	江別市教育委員会	平成29年6月29日 ～ 平成31年6月28日	
10	松下章子	理事	学識経験者 (江別消費者協会理事)	江別市教育委員会	平成29年6月29日 ～ 平成31年6月28日	
11	渡部丈司	理事	教育部長		平成29年6月29日 ～ 平成31年6月28日	

平成28年度江別市学校給食会計決算書

(収 入)

(単位:円)

科 目	予 算 現 額			収入済額	予算現額と 収入済額との 比較	説 明
	当初予算額	流・充用又 は補正額	計			
繰越金	6,457,000	0	6,457,000	9,329,041	2,872,041	
児童給食費 収 入 (小学校)	301,884,000	0	301,884,000	307,974,226	6,090,226	収入済増理由 ・転入等に伴い食 数が見込みを上回 る ・収納率が見込み を上回る
生徒給食費 収 入 (中学校)	201,984,000	0	201,984,000	201,066,196	△ 917,804	収入済減理由 ・収納率が見込み を下回る
職員給食費 収 入 (給食センター)	3,912,000	0	3,912,000	3,924,206	12,206	
父母試食費 収 入 (試食会)	542,000	0	542,000	644,629	102,629	
過年度収入	3,833,000	0	3,833,000	4,837,783	1,004,783	
雑 入	5,000	0	5,000	3,768	△ 1,232	廃油売払金
合 計	518,617,000	0	518,617,000	527,779,849	9,162,849	

平成28年度江別市学校給食会計決算書(給食費収入 現年度分)

(収入)

(単位:円)

科目	調定額 ①	収入済額 ②	未納額 ③=①-②	収納率 ②÷①
児童給食費 収入 (小学校)	311,989,199	307,974,226	4,014,973	98.71%
生徒給食費 収入 (中学校)	205,725,518	201,066,196	4,659,322	97.74%
職員給食費 収入 (給食センター)	3,924,206	3,924,206	0	100.00%
父母試食費 収入 (試食会)	644,629	644,629	0	100.00%
合計	522,283,552	513,609,257	8,674,295	98.34%

過年度分給食費年度別納入状況調書および不納欠損処分内訳調書

(単位:円)

年度	①調定額	②収入済額	③未納額 ①-②	④収納率 ②/①	⑤不納欠損額	⑥翌年度繰越額 ③-⑤
平成16年度	45,860	37,860	8,000	82.56%	0	8,000
平成18年度	275,645	0	275,645	0.00%	24,884	250,761
平成19年度	519,739	41,872	477,867	8.06%	87,447	390,420
平成20年度	1,120,320	102,823	1,017,497	9.18%	122,296	895,201
平成21年度	2,121,786	136,490	1,985,296	6.43%	344,393	1,640,903
平成22年度	2,619,360	91,756	2,527,604	3.50%	373,231	2,154,373
平成23年度	4,195,274	482,696	3,712,578	11.51%	775,959	2,936,619
平成24年度	5,928,369	697,378	5,230,991	11.76%	992,194	4,238,797
平成25年度	6,520,617	626,608	5,894,009	9.61%	909,202	4,984,807
平成26年度	7,355,594	523,386	6,832,208	7.12%	334,038	6,498,170
平成27年度	8,886,334	2,096,914	6,789,420	23.60%	22,800	6,766,620
合計	39,588,898	4,837,783	34,751,115	12.22%	3,986,444	30,764,671

報告事項第1号(資料1)の平成28年度未納額 8,674,295円と、上の⑥の翌年度繰越額 30,764,671円の合計額 39,438,966円が、平成29年度における学校給食会計予算の過年度収入の算定基礎となる。

平成28年度江別市学校給食会計決算書

(支出)

(単位:円)

科 目	予 算 現 額			支出済額	比較増減	説 明
	当初予算額	流・充用又は補正額	計			
主食費	140,251,000	0	140,251,000	141,245,979	994,979	米飯・パン・麺
副食費	299,427,000	0	299,427,000	302,923,496	3,496,496	肉、魚、野菜、加工品、調味料等食材
牛乳費	76,805,000	0	76,805,000	79,980,325	3,175,325	1パック/200cc
代替品費	1,080,000	0	1,080,000	353,667	△ 726,333	学級閉鎖等による給食停止時の代替品(カステラ・大福)
公課費	1,054,000	0	1,054,000	609,200	△ 444,800	消費税
償還金	0	0	0	0	0	
合 計	518,617,000	0	518,617,000	525,112,667	6,495,667	

収入額 527,779,849 円 - 支出額 525,112,667 円

残額 2,667,182 円は平成29年度に繰り越す。

平成28年度江別市学校給食会運営事務会計決算書

(収 入)

(単位:円)

科 目	予 算 現 額			収入済額	比較増減	説 明
	当初予算額	流・充用又は補正額	計			
繰越金	0	0	0	0	0	
市補助金	20,645,000	0	20,645,000	20,645,000	0	
雑 入	0	0	0	0	0	
合 計	20,645,000	0	20,645,000	20,645,000	0	

平成28年度江別市学校給食会運営事務会計決算書

(支 出)

(単位:円)

科 目	予 算 現 額			支出済額	不 用 額	説 明
	当初予算額	流・充用又は補正額	計			
報 酬	198,000	0	198,000	133,400	64,600	理事出席報酬 監査出席報酬
給 料	6,543,000	0	6,543,000	6,514,773	28,227	給食会職員 3人分
職員手当	477,000	0	477,000	355,225	121,775	同時間外手当・ 通勤手当分
共 済 費	1,294,000	0	1,294,000	1,267,485	26,515	給食会職員分
賃 金	1,028,000	0	1,028,000	981,266	46,734	給食会臨時職員 員分
需 用 費	420,000	144,801	564,801	564,801	0	印刷製本費 事務用消耗品
燃 料 費	74,000	0	74,000	72,826	1,174	借り上げ車両燃 料
被 服 費	4,000	0	4,000	0	4,000	
役 務 費	1,341,000	108,000	1,449,000	1,446,838	2,162	口座振替収納事務 手数料、郵便料他
委 託 料	8,910,000	△ 252,801	8,657,199	8,645,184	12,015	電算管理業務
賃 借 料	353,000	0	353,000	352,512	488	給食会借り上げ 車両分
負担金補助 及び交付金	3,000	0	3,000	2,500	500	
合 計	20,645,000	0	20,645,000	20,336,810	308,190	

収入額 20,645,000 円 - 支出額 20,336,810 円 = 残 額 308,190 円

収入額 20,645,000 円と、支出額のうち“報酬”から“負担金補助及び交付金”までの
支出合計額 20,336,810 円との差額 308,190 円については、戻出措置とし、市へ返納した。

平成28年度江別市学校給食会計等決算監査報告書

平成29年 6月21日

江別市学校給食会

理事長 野田 公一 様

江別市学校給食会

監事：松下 章子



監事：鎌田 利香



江別市学校給食会計等について、江別市学校給食会会則第12条の規定に基づく監査を実施したので報告する。

記

1. 監査実施日

平成29年 6月21日

2. 監査の対象

- (1) 平成28年度江別市学校給食会計
- (2) 平成28年度江別市学校給食会運営事務会計

3. 監査の結果

- (1) 平成28年度各会計の収支状況及び決算について、関係者立会のもと諸帳簿及び証書類をそれぞれ照合するとともに、現金残高の点検を行なった結果、証書類と現金の収支は適正であり、出納残高も一致し正確であると認める。
- (2) 学校給食会が行っている学校給食費の決定及び徴収並びに給食物資の調達と支払については、会則等の規定に従い適切に処理されていると認める。

江 別 市 学 校 給 食 会 会 則

第 1 章 総 則

(名称及び事務所)

第 1 条 この会は、江別市学校給食会（以下「給食会」という。）といい、江別市立学校給食センター内に事務所を置く。

(組 織)

第 2 条 給食会は、理事 11 名をもって組織する。

- (1) 市立小・中学校の教職員及び保護者の組織から推薦を受けた者 8 名
- (2) 江別市教育委員会が推薦する学識経験者（以下「学識経験者」という。） 2 名
- (3) 江別市教育委員会教育部長（以下「教育部長」という。）

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 給食会は、市立小・中学校における学校給食事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 給食会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 児童、生徒の保護者が負担する学校給食費（以下「給食費」という。）の決定及び徴収
- (2) 給食物資の調達と支払
- (3) その他目的遂行に必要な事業

第3章 役員及び事務局

(役員及び選任)

第5条 給食会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 理事長 | 1 名 |
| (2) 副理事長 | 1 名 |
| (3) 監事 | 2 名 |

2 役員を選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 理事長及び監事は、理事の互選とする。
- (2) 副理事長には、教育部長をあてる。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 理事長は、給食会を代表し会務を統理する。
- (2) 副理事長は、理事長を補佐し理事長事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 監事は、給食会の事業並びに会計を監査する。

(理事の任期)

第7条 理事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の理事の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第8条 給食会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局長には、江別市立学校給食センター長を、事務局職員には、給食会事務職員及び給食センターの事務職員をあてる。

3 事務局員は、理事長の命を受け給食会の事務に従事する。

4 給食会の事務処理について必要な事項は別に定める。

第4章 会議及び議決事項

(会 議)

第9条 理事会は、理事長が招集し必要の都度開催する。

2 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立し、議決はその過半数をもって決し、可否同数のときは理事長の決するところによる。

(議決、報告事項)

第10条 理事会は、次に掲げる事項を議決しなければならない。

- (1) 給食費の額の決定に関すること。
- (2) 給食会計の収入、支出予算に関すること。
- (3) 給食会計の収入、支出決算に関すること。
- (4) 会則、事務処理要綱等の制定、改廃に関すること。
- (5) その他理事長が必要と認めた事項。

2 理事長は、前項第1号及び第3号にかかわる事項について市立小・中学校長及び保護者に報告するものとする。

第5章 会 計

(会 計)

第11条 給食会の経費は、次の収入をもってあてる。

- (1) 給食費
- (2) その他の収入

2 給食会の会計は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

3 給食会計取扱要綱は、別に定める。

(監 査)

第 12 条 監事は、給食会計の経理その他これに類する事務の適正化を図るため学期ごとに

1 回監査を行うものとする。

2 監事は、前項の規定による監査を行ったときは、その結果を理事会に報告するものとする。

3 監事は、給食会計決算にかかわる監査を行ったときは、その結果を理事会に報告するものとする。

附 則

この会則は、昭和 5 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、昭和 5 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、昭和 6 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成元年 7 月 2 0 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 3 年 6 月 5 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 1 1 年 6 月 2 7 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。